

各 位

平成 30 年 3 月
静岡県液化石油ガス教育事務所
〔(一社)静岡県LPガス協会内〕

平成30年度第1回高圧ガス保安協会主催業務主任者講習の実施について

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第19条第3項の規定に基づく業務主任者講習を下記により実施いたします。この講習は、業務主任者として選任された方が一定の期間ごと(初回は3年、次回以降5年ごと)に受講することが法令で義務付けられています。

平成12年度から「平成12年3月31日以前の販売主任者免状取得者」は、この講習を受講することにより、バルク供給設備の保安業務を行うことができるようになりました。

記

1. 講習対象者

業務主任者に選任されている方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 免状交付日の属する年度の翌年度の開始日から3年以内(液石法規則第23条) 【平成27年度免状交付者】
- (2) 再講習受講日の属する年度の翌年度の開始日から5年以内 【平成25年度再講習受講者 ※未受講者を含む】
- (3) 選任された日が(1)(2)の期間を経過している場合は、選任日より6ヶ月以内に受講

2. 講習の申込期日及び場所 ※中部の方は本部へ申し込んでください。

申込期日	申 込 場 所	電話番号
4月23日(月)～ 4月27日(金)	〒410-0055 沼津市高島本町4-1 (一社)静岡県LPガス協会 東部支部	055-923-1070
	〒420-0064 静岡市葵区本通6-1-10 (一社)静岡県LPガス協会 本 部	054-255-2451
	〒430-0912 浜松市中区茄子町351-2 (一社)静岡県LPガス協会 西部支部	053-465-1178

- (1) 受講希望者は別紙申込書に必要事項を記入し、写真(縦4.5cm・横3.5cmのものとし、無帽・無背景・正面上半身像のもの)の裏面に氏名を記入して申込書に貼り、受講料を添えて上記申込窓口の該当支部へ持参、又は郵送してください。
- (2) 申込済(申込受付後「正式受付者」)の受講料は原則として払い戻しいたしません。

3. 講習月日・科目及び場所

月 日	科 目	時 間	定員	場 所
5月23日(水)	法 令	高圧法に係る法令及び液石法に係る法令	250名	静岡市葵区黒金町20-8 静岡商工会議所 Tel 054-253-5111
	保安管理技術	液化石油ガスの販売に必要な高度の保安管理の技術		

- (1) 講習終了後、修了調査を行います。
- (2) 受講者は、**第二種販売主任者免状を必ず持参**してください。
- (3) 受講科目をすべて受講し、修了調査を提出しないと、講習修了者として認めませんのでご注意ください。
- (4) 申込人数により、講習会場を変更する場合があります。

4. 受講料(非課税)

4,500円

5. 使用テキスト(税込)

- | | |
|--|---------|
| (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規集
(第33次改訂版) | 3,600円 |
| (2) 高圧ガス保安法規集 液化石油ガス分冊(第15次改訂版) | 1,850円 |
| (3) 液化石油ガス業務主任者講習テキスト
【LPガス販売事業者用保安教育指針 KHKS1701(2018)】 | 3,000円 |
| ※必要な方は、協会本部又は講習会場で購入してください。 | 計8,450円 |
| ※講習当日は混雑しますので、お釣りのいらぬようお願いいたします。 | |

6. その他

- (1) 講習中の携帯電話の使用は、他の受講生の迷惑となります。会場での使用はご遠慮ください。
- (2) 昼食は各自ご用意ください。
- (3) 駐車場はありませんので、お車でのお越しはご遠慮ください。(交通渋滞の恐れがあります。公共機関の電車・バス等をご利用ください。)